

民営駐輪場の設置助成制度

目黒区自転車等放置防止条例第23条に基づき、区では民営の自転車等駐車場の整備育成を図るため、民営自転車等駐車場を設置する方に、その建設費、運営費の一部を助成します。

【助成することができる自転車等駐車場の要件】

- 駅からおおむね**200**メートル以内の場所にあること。
- 自転車等駐車場の構造・設備が、利用者の安全を確保することができ、かつ、自転車・原動機付自転車が有効に駐車できるものであること。
- 繼続して**3**年以上運営されること。
- 自転車等がおおむね**10**台以上（原動機付自転車専用の駐車場はおおむね**5**台以上）収容できるものであること。

【補助の内容】

種類	助成対象	助成時期	助成単価	助成額上限
建設費	購入した駐輪機器、精算機の設置にかかる費用	設置した年度のみ	○駐輪機器 1台当たり 3,000円 ○精算機器 1台当たり 300,000円	○平置式 200万円 ○立体式 400万円
運営管理費	自転車等駐車場の管理や運営にかかる費用	設置した翌年度から2年間	1年間 1台当たり 3,000円	30万円

中古品、リース品による設置の場合、建設費は助成対象外、運営管理費は助成対象となります。

ラインテープのみの駐輪場の場合、運営管理費のみの助成となります。

※算定例

ラック30台分、精算機1台の平置式駐輪場を設置する場合

建設費 駐輪機器：30台×3,000円 = 90,000円

精算機器：1台×300,000円=300,000円

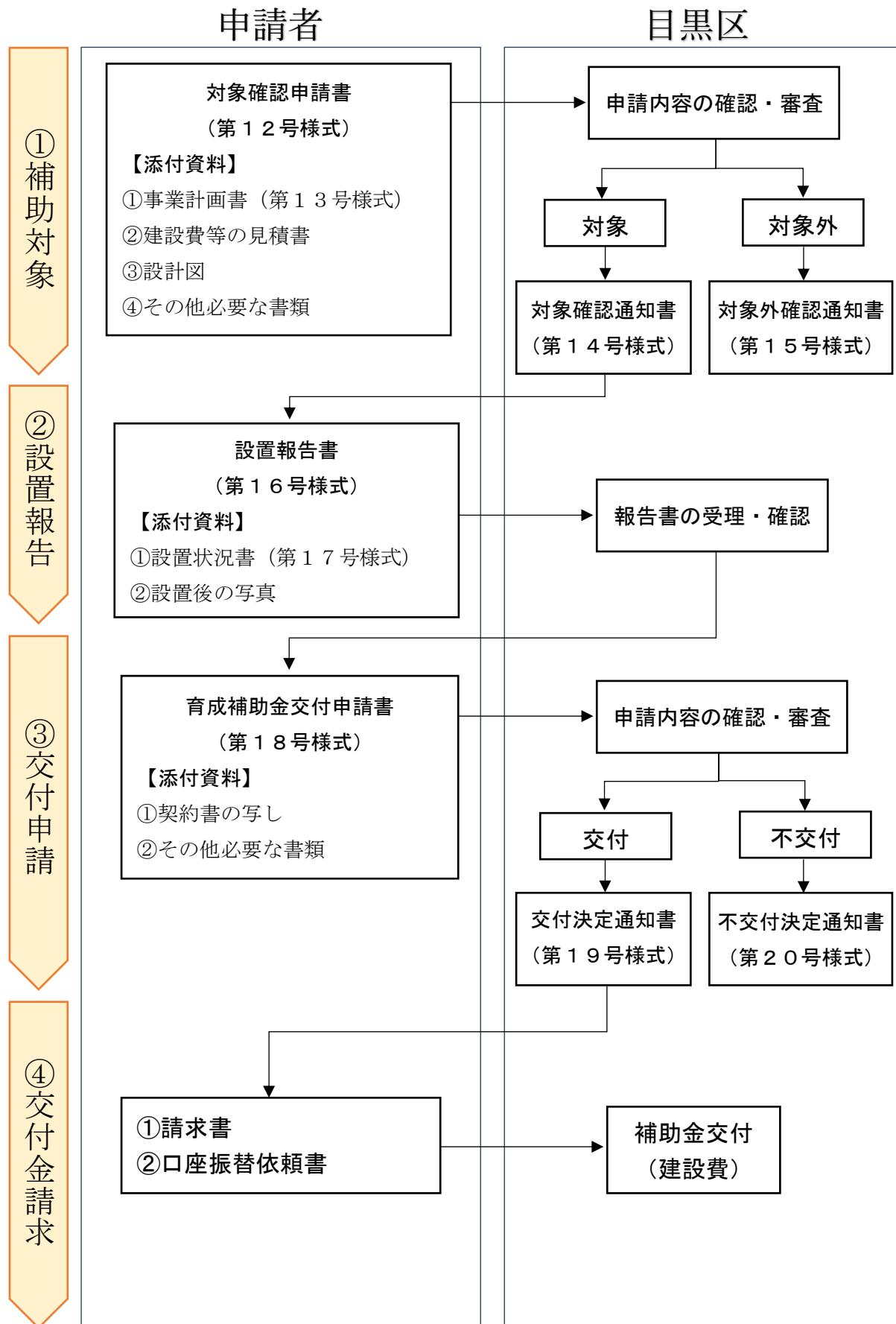
計390,000円

運営管理費 30台×3,000円 = 90,000円

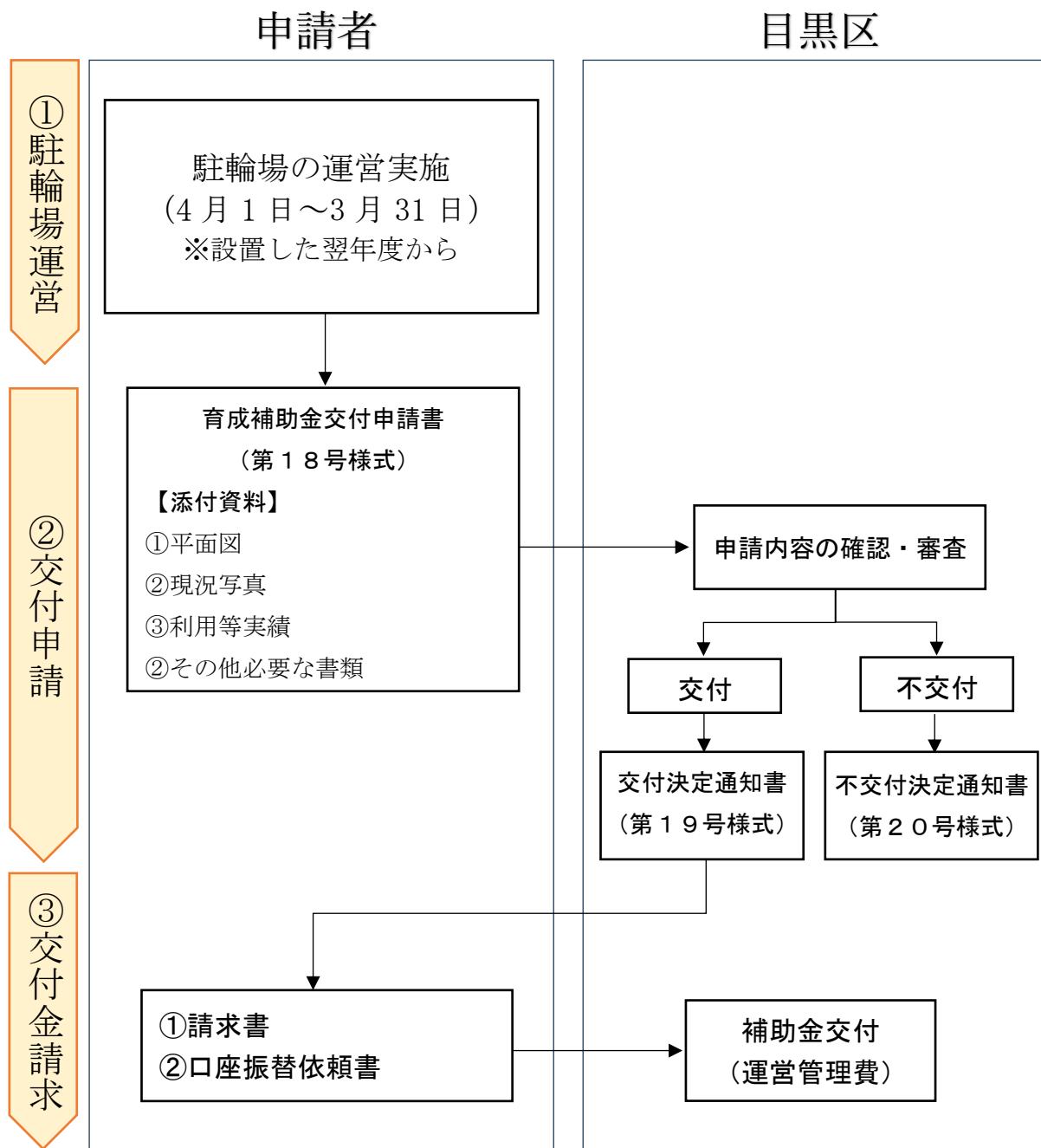
2年間×90,000円=180,000円

補助額の総計 390,000円+180,000円=570,000円

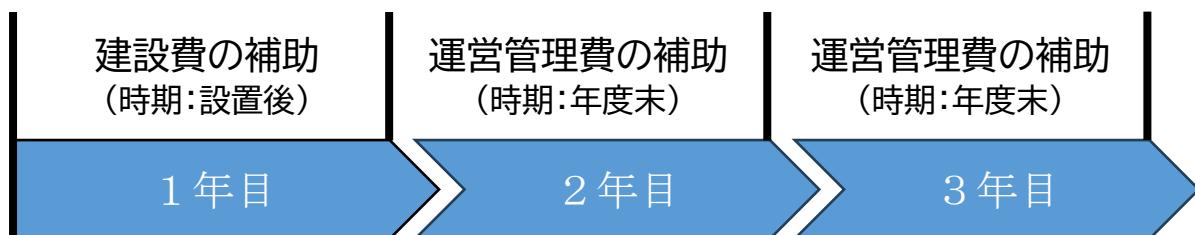
【補助の手続き】(建設費)



【補助の手続き】(運営管理費)



【補助金交付イメージ】



【届出事項】

次の場合には、あらかじめ区長に届け出でください。

- 自転車等駐車場の設置を中止しようとするとき。
- 自転車等駐車場の設置完了後**3**年以内に自転車等駐車場の規模・位置その他の内容を変更（軽微な変更を除く）しようとするとき。
- 自転車等駐車場の設置完了後**3**年以内に自転車等駐車場を休止しようとするとき。
- 自転車等駐車場を廃止しようとするとき。

【交付決定等の取消し及び返還】

自転車等駐車場の設置を中止した場合などには、助成対象の確認又は補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことがあります。

【問合せ先】

目黒区 都市整備部土木管理課自転車対策係

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

目黒区総合庁舎6階

電話：03-5722-9444（直通）

FAX：03-5722-9636